

ただいまの公明党議員団を代表して、ふるた　しのぶ議員からのご質問に、順次、お答えをさせていただきます。

1　はじめに、私の区政推進にあたっての考え方について、お答えいたします。区政の課題は多岐にわたりますが、それらを解決するためには、部門間の連携強化が不可欠であります。これまでも庁議をはじめ、案件ごとに立ち上げる本部体制やプロジェクトチームにおける検討、しごと連携担当課による庁内横断的な課題の調整等を通じて、関係部局の垣根を越え、様々な視点から議論を重ねてきました。今後もスピード感を持って、課題解決に取り組むための、庁内横断的な連携体制を、一層強化してまいります。また、現在、「公民連携　プラットフォーム」構築に向けた検討も進めており、職員の公民連携意識の醸成や、公民双方の

対話の機会を創出するとともに、民間事業者や地域団体等から直接ご提案をいただく「民間提案制度」を創設し、その知見や資源を区民サービスの更なる向上と、地域価値の創造に繋げてまいります。財源については、持続可能な安定的で強固な、財政基盤が不可欠であります。財政健全化に取り組みつつ、国や東京都の補助金をはじめとする、歳入確保や資産活用など「経営資源の活用・確保」が極めて重要と考えています。そのため、北区経営改革プラン 2024 を戦略的に推進するとともに、予算の見える化などを通じて、区民の皆さまに、より分かりやすい行財政運営に努めてまいります。区民の皆さまの声を施策に反映させることについては、これまでも「区長へのはがき」や「区民の声 受付システム」、「各課へのお問い合わせフォーム」などを通じていただいたご意見に

は、可能な限り対応してきました。引き続き、A Iをはじめとする多様な手法を、組み合わせることで、区民の皆さまの声がより確かに、より速やかに区政に反映させる仕組みを構築してまいります。

2（1）アイ 次に、地域から始める「平和文化」の創出について、お答えいたします。はじめに、戦争の記憶継承と平和学習事業の活性化についてです。区では、昭和 61 年の平和都市宣言に基づき、毎年 8 月の平和祈念週間を中心に、平和展や平和バスツアーなど、平和を願う催しを実施し、平和の尊さとともに、戦争の悲惨さを周知啓発してまいりました。戦後 80 年の節目となる今年度は、悲惨な戦争体験を語り継ぎ、平和の尊さを後世に伝えるため、戦後 80 年誌の発行を予定しております。今後は、戦争体験者の高齢化により、戦中・戦後の労苦を聞く機会が減

っていくため、戦争体験の伝承など、平和祈念週間事業の内容を検討しております。区立中学校における修学旅行につきましては、教育委員会として、広島を行先候補地の一つとして呼び掛けてきたことで、毎年数校ではありますが、広島を訪問する学校が出てきており、広島での行程や事前・事後学習の内容の成果などを中学校長会で共有しております。なお、平和に関する区民意識につきましては、今のところ全区的な調査を実施する考えはありませんが、平和祈念事業などを進める中で、区民の皆さまや関係者のご意見をお聞きしながら、把握に努めております。平和都市を宣言する区といたしましては、教育委員会と連携を図りながら、引き続き、若者をはじめ多くの区民の皆さまと、平和都市宣言の理念を共有してまいります。

2（2）ア 次に、多様性を尊重し、共に暮らす北区へのうち、やさしい日本語による情報提供や、生活ルールの多言語周知、相談体制のワンストップ化についてです。区ではこれまで、やさしい日本語講座を開催するなど、やさしい日本語の活用を促進するとともに、区ホームページや各種パンフレットの多言語化など、行政・生活情報の多言語化に、着実に取り組んでまいりました。また、北区多文化共生行動計画には、外国籍等区民向け 総合相談窓口の設置を位置付けており、多文化共生を担う中間支援組織の設置を含めた推進体制のあり方について、検討を進めてまいります。

2（2）ウ 次に、区内事業者への「ビジネスと人権」研修や、啓発支援についてです。職場の様々なハラスメントは、人権にかかわる許さ

れない行為であり、企業にとっても社会的評価に悪影響を及ぼす問題です。区といたしましては、SDGs推進企業 認証制度において、ハラスメントに対する理解や認識を高めるための社内教育や、指導の実施をチェック項目のひとつに定め、区内事業者へのハラスメント防止に関する普及を促進しています。あわせてパワーハラスメント防止対策が中小事業主に義務化されていることについて、産業関係団体等を通じ、区内事業者への人権啓発にかかわる情報共有を図ってまいります。

2（3） 次に、地方自治体としての平和外交についてです。本年8月に開催された、長崎平和祈念式典には、私も出席してまいりました。厳粛な雰囲気の中、祈念式典が始まり、主催者等の挨拶では、平和への強い願いが込められ、その思いが国内外からの参加者にも伝わり、非常

に意義深い機会であったと感じています。式典後の平和首長会議では、各加盟都市の代表の方が一堂に会して審議し、核兵器廃絶と世界の恒久平和実現への、たゆまぬ努力を改めて決意いたしました。平和文化の創出には、国際交流を通じて異文化への理解を深めることが重要と考え、これまで、西城（せいじょう）区やウォルナットクリーク市との友好交流をはじめ、東京国際フランス学園との地域交流などに取り組んできました。今後も、北区多文化共生指針を踏まえ、誰もが参加しやすい交流機会の創出に取り組んでまいります。

3（1）ア 次に、北区から気候変動に歯止めをかける取組についてお答えいたします。まず、命を守る温暖化対策についてです。区では、熱中症対策の一つとして、区内の公共施設や、民間施設に避暑施設「涼

みどころ」を開設しています。今年度は、施設を増やすため商店街や各種団体等へ積極的に働きかけを行い、北区薬剤師会と協定を締結し、36か所の薬局を新たに加えるなど、9月1日現在で83施設と大幅に拡充しました。なお、ちょこっとベンチの設置については、道路上の限られた空間の中でスペースを確保するには課題がありますので、引き続き、商店街や各種団体の協力を得ながら、区内全域でより身近な場所に涼みどころを設置できるよう、努めてまいります。

3（1）イ 次に、緑陰（りょくいん）ネットワークについてです。区では、北区環境基本計画2023に基づき、ヒートアイランド現象による温度上昇を抑制するため、公園・緑地とともに、道路、河川、崖線（がいせん）などの、緑化による水と緑のネットワークづくりを進め、連続した緑陰形

成を図っております。区道においては、歩道幅員が2.5m以上ある場所で街路樹を植栽しておりますが、連続して幅員が確保できる歩道は限られています。このため、駅周辺の再開発など、まちづくりで創出されるみどり空間や隣接する公園・緑地と一体性のある街路樹の植栽を促進し、連続的な、みどりネットワークの形成により、うるおいのある歩行環境の充実に努めてまいります。

3（1）ウ 次に、公共施設の改築・改修時における環境配慮対策についてです。区では、ゼロカーボン実行計画に基づき、新築案件については、原則ZEB Oriented（ゼブ オリエンテッド）相当以上を目指すとしており、基準1次エネルギー消費量より3割から4割程度を削減できる施設を整備しております。また、既存施設においても改修の機会を捉

え、建物の用途、規模、費用対効果等を勘案の上、可能な限り省エネルギー性能の向上や、再生エネルギー設備の導入を検討し、ZEB実現に必要な技術を採用してまいります。さらには、昨年度末に取りまとめた「北区区有施設 整備基本指針」に基づき、施設の断熱化や高効率機器の採用など、環境配慮型の施設づくりを積極的に推進するとともに、太陽光発電設備等による、再生エネルギー比率の引き上げなど、ライフサイクルコストを意識した、環境対策や省エネルギーの見える化を進め、環境に配慮した区有施設の整備に取り組んでまいります。

3（2）ア・イ 次に、ごみの分別と資源循環の強化についてのうち、まず、ごみ分別ナビの導入についてです。区では、ごみ分別の検索機能について、会話方式で質問、回答ができるなどの利点を生かせるこ

とから、令和5年1月、A Iチャットボットを導入しました。導入後、問い合わせ件数の減少や多言語による対応が可能になるなど、一定の効果がありました。今後も新たな質問などに対応できるよう、分析及び更新作業を行い、円滑に利用できるように努めてまいります。なお、ゴミ分別ナビの導入については、庁内のA I全体の取り組みの中で、検討してまいります。次に、ごみ分別の徹底や回収拠点の見える化については、区ホームページや北区環境ポータルサイトの情報をわかりやすく周知するように努めてまいります。また、回収拠点を増やす方策については、これまで区内店舗などと協力し、取り組んでまいりました。今後も、効果的な回収拠点について、検討してまいります。次に、小型充電式電池の回収方法の改善についてです。現状、リサイクルマークがつい

ている小型充電式電池は、リサイクル協力店への回収を促し、電池内蔵型のもの、リサイクルマークがついていない電池等は、月2回の不燃ごみで収集し、中間処理施設にて資源化を行っています。区といたしましては、回収方法を理解していただくため、今月、区ホームページの掲載内容を大幅に見直し、イラストや写真、排出フローチャート等を掲載するとともに、回収方法だけでなく、対象品目や危険性なども紹介し、回収強化を図ったところです。なお、拠点回収を含めた回収方法の拡充については、安全確保の課題があり、現段階では考えておりませんが、民間事業者による回収・再資源化などについての、国や東京都の動向を注視してまいります。

3（3）ア 次に、食ロス削減のさらなる推進についてのうち、食品

ロス削減についてです。食品ロス発生量については、その数値を正確に把握することは難しいため、ごみ総排出量の公表などにより、食品ロスも含めたごみ量削減の成果を実感し、さらなるごみ量削減への行動につながる工夫について、今後検討してまいります。また、フードドライブについては、大型小売店の店舗などでの受付や、イベントでの受付機会も増やしており、今後も機会をとらえて、受付場所の増設等について検討いたします。事業系生ごみの削減事業については、今年度行っている、お茶の水女子大学との連携や、区内飲食店との協働での実証実験などの結果も踏まえ、効果的な事業について検討してまいります。

3（3）イ 次に、「デコ活」応援についてです。区では、環境省が示しているデコ活の趣旨に賛同し、環境ポータルサイトの運用や、北区ゼ

ロカーボンシティ ロゴマークの PR など普及啓発を行っています。また、SDGs 認証企業と連携を図り、「融資あっせんの利率の優遇」や「SDGs 認証ロゴの提供」、そして、環境ポータルサイトを通じて環境に配慮した企業の取組事例などを紹介しています。引き続き、区民の皆さまの「新しい豊かな暮らし」を創る取り組みを、「見える化」して発信してまいります。

3（4）アイ 次に、北区ゼロカーボンシティの進捗状況の見える化についてです。区では、温室効果ガス排出量やエネルギー消費量などの年単位で把握できる指標を、「北区の環境」や「北区環境活動レポート」に記載し、環境ポータルサイトなどで公表しています。区といたしましても、区民の皆さまや事業者への環境に対する意識の醸成や、行動変容

に結び付けることは重要であると考えています。今後は、進捗状況を公開する項目や更新時期を検討のうえ、まずは環境ポータルサイトに掲載するなど、ゼロカーボンシティの実現に向け「見える化」を推進してまいります。

4（１） 次に、子どもと家庭の安全・健康・学びを支える施策についてのうち、まず、こども家庭ソーシャルワーカーの養成・配置についてお答えいたします。こども家庭ソーシャルワーカーは、こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた、人材を早期に輩出するため、令和6年度導入されました。その一方で、こども家庭ソーシャルワーカーが能力を発揮することができる組織及び資格の在り方などについて、認定資格の施行後2年を目途として検討を加え、その

結果に基づいて必要な措置を講じるとしています。区では、本資格取得にあたり、必要とされる 100 時間を超える研修や、特別区等が実施する研修との内容の重複といった課題があると認識しております。また現在も、職員は複合的な支援が必要なケースでは、関係機関との連携と協働を図ることができるよう実践を重ねています。このようなことから、区としては、国の動向を注視してまいります。

4（2） 次に、子どもを性暴力から守る体制強化についてです。まず初めに、弱い立場に置かれた子どもが、性犯罪や性暴力の被害に遭う事案が後を絶たない現状に、私自身、大変な憤りを感じています。また「北区子どもの権利と 幸せに関する条例」において「子どもが精神的・身体的な暴力を受けることなく 安全安心に過ごせること」が、大

切な子どもの権利として保障されていること、そして区は、国や関係機関等と連携して子どもの権利保障に努めること、と規定しています。区といたしましては、子どもの権利擁護の取組とあわせて、児童生徒等や保護者への啓発と周知広報の強化、更には対応や支援の充実などについて、教育委員会をはじめ、庁内で組織横断的に取り組んでまいります。また、子どもにかかわる全ての団体等とも連携を密にした取り組みについて、検討してまいります。

4（3） 次に、保育園における看護師配置と健康管理体制についてのうち、まず、現在の認可保育園における看護師配置状況についてです。公立園では、区直営の3園を除き、42園中39園に看護師を配置しています。私立園では、0歳児の定員に応じた看護師の人件費分の財

政支援を行っており、55園中40園に配置されています。次に、看護師が不在の園における対応です。区直営園においては、近隣園の看護師を応援看護師として指定し、予め体制を確保しています。保育園における看護師は、園全体の安全性と安心感を高めるためには不可欠な存在であり、特に、園児数が一定数以上の規模の園において、看護師の配置が無い場合の、保育士の負担は十分認識しております。医療的ケア児への対応にかんして、区直営園では、地域の医療機関等と連携した各種研修など、看護師の手技（しゅぎ）の向上を図るとともに、外部の派遣看護師による直接的支援もあわせて実施することで、支援体制の強化に努めています。また、区直営園における研修実施にあたっては、私立園に対しても参加を呼び掛けるなどしております。次に、全ての公立保育園への看護

師配置と私立園への配置支援策の充実についてですが、公立私立のバランスも踏まえつつ、検討に着手しております。

5（１）（２）（３） 次に、地域共生の要としての、町会・自治会への支援について、お答えいたします。まず、町会・自治会の再評価と負担軽減についてです。町会・自治会は、地域に密着した自主的な組織であり、その活動は、防災、防犯、環境美化及び地域交流行事の実施など幅広く、地域コミュニティの構築に中心的な役割を担うものと認識しています。一方、近年では町会・自治会員の高齢化や、未加入世帯の増加も背景に、担い手不足が顕在化しており、町会・自治会の負担を軽減し、持続可能なものとするためには、区からの依頼業務の見直しや、町会・自治会の運営や活動のあり方などについて検討を行うとともに、町

会・自治会の主体性を活かしながら、地域の特性やニーズにあった支援策を展開していく必要があると考えております。次に、加入促進や情報発信の支援についてです。町会・自治会の加入促進を図るためには、区民の皆さまに町会・自治会の活動内容や必要性を認識してもらうことが必要です。そのため区では、今年3月に町会・自治会ポータルサイトを開設し、活動の紹介や町会・自治会への加入申込の専用フォームを公開しています。また、北区へ転入された方には、多言語による案内の冊子や町会・自治会ポータルサイトのパンフレットを配布するなど加入勧奨に努めています。さらに、集合住宅の建築及び管理に関する条例に基づき、建築主等の協力を得ながら、入居される方（かた）へ町会・自治会の加入方法や活動内容などについて、ご案内をしています。なお、転入者情

報につきましては、個人情報保護法の点で課題があると認識しておりますが、引き続き加入促進に向けた効果的な手法を検討してまいります。

次に、デジタル化や運営の支援についてです。町会・自治会におけるデジタル化は、事務負担の軽減、迅速な情報共有、活動の見える化や会計の透明化など効果があるものと認識しています。こうしたことから区では、町会・自治会の Wi-Fi 環境の整備や、専門講師を派遣し、アプリの使い方などの説明を行う町会・自治会 デジタル化支援事業を推進しており、本事業を活用した町会・自治会からは、好評をいただいています。

今後も、SNS の活用や電子マネーによる町会・自治会費のキャッシュレス化導入などに向けた、分かりやすい動画制作やデジタル化の成功事例を共有する仕組みづくりなど、町会・自治会活動のデジタル化支

援を積極的に推進してまいります。

6 最後に、単身高齢者の「終身サポート」の具体化について、お答えいたします。区では、ひとり暮らし高齢者を支える、高齢者等終身サポート事業について、単身高齢者数の増加も踏まえ、次期地域包括ケア推進計画に位置づけることとしました。今年度は、東京都の「単身高齢者等の 総合相談支援事業」の活用を前提に相談窓口の設置・運営や弁護士等の専門職による相談事業のほか、「情報登録事業」や区民向けの啓発講座についても、北区社会福祉協議会など関係機関と意見交換を行いながら、検討を進めています。あわせて、高齢者福祉 施策検討会である「人生 100 年 元気活躍研究会」において有識者から事業に対する助言や提案も受けたところです。今後、仮称「北区版・終身サポートパッ

ケージ」事業の実施に向け、相談事業を始め一部事業の先行モデル実施や、区民の皆さまへの効果的な周知等について、具体的な検討をさらに深めてまいります。

以上、お答え申し上げました。いただきましたご意見、ご提言を踏まえながら、区政のさらなる推進に向けて、より一層努力を重ねてまいりたいと考えております。ありがとうございました。